

### 保険料額の計算方法

年間保険料額は、所得金額に応じて負担していただく「所得割額」と、1人ずつ均等に負担していただく「均等割額」の合計額です。

$$\text{保険料額} = \text{所得割額: (前年中の総所得金額 - 43万円) \times 0.0957} + \text{均等割額: 49,398円}$$

### 保険料額の決定通知書

7月中旬に納付方法に応じて下記の通知書を発送しますので、内容を確認し、**納付書が付いている場合は必ず各納期限内に指定の金融機関で納めてください。**

#### ①年金天引きにより保険料を納める人【特別徴収】

「令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書及び後期高齢者医療保険料特別徴収通知書 特別徴収(年金天引き)のお知らせ」と記載された**縦長の通知**が届きます。



#### ②口座振替または納付書により保険料を納める人【普通徴収】

「令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」と記載された**横長の通知**が届きます。年金天引きではありませんので、**納付忘れや口座の残高不足に注意してください。**



#### ③年度の途中で保険料の納め方が変わる人【特別徴収+普通徴収】

**①と②の両方**が届きます。7~9月納付分については納付書または口座振替による納付になり、10月以降は年金天引きに切り替わります。年金天引きではない保険料がありますので、**納付忘れや口座の残高不足に注意してください。**

### 後期高齢者医療制度に関するお問合せは コールセンター(☎0570-011-558)へ

期間 7月11日(月)~12月28日(水) 8時45分~17時15分  
※利用には通話料がかかります。土日・祝日も開設します。

**注意** コールセンターは、受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示することは一切ありません。不審な電話がありましたら、国保年金課まで問い合わせてください。

## 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画 地域支え合い協力者を募集しています！

### 地域支え合い協力者とは？

地域の介護予防活動団体（地域サロン団体など）の活動を趣味や特技を通して、応援する人のことです。

「講師は難しい、  
だけど興味はある」  
という人でも大丈夫！

**活動例** ピアノやハンドベルなどの音楽演奏、お手玉、マジック、体操など、講師と参加者が一緒に活動できるもの

**申請** 地域支え合い協力者登録申込書(長寿課で配布・市HPでダウンロード可)を直接、長寿課に提出してください。  
※提出時に、簡単な活動内容の聞き取りを行います。



**一緒に運動や手芸、ゲーム、工作などができる人を歓迎します。**

☎ 長寿課 (☎62-1063) ID 1003477

# 後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人へ

☎ 国保年金課 (☎62-1207)

## 8月1日から被保険者証などが新しくなります

### 被保険者証

現在の被保険者証の有効期限は**7月31日**です。**7月中旬**に新しい被保険者証を簡易書留(転送不要)で発送しますので、**8月1日**以降は新しい被保険者証を使用してください。

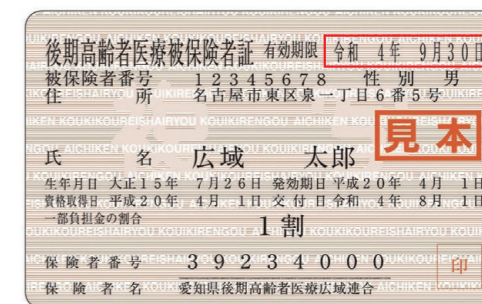
古い被保険者証については、市役所または支所、各市民センターへ返却するか、ご自身で裁断し破棄してください。

今年度のみの特例として、**有効期限が2カ月後の9月30日まで**となっていますので注意してください。10月1日以降の被保険者証については9月中旬に発送予定となっています。

今までの被保険者証は**若草色**です。



新しい被保険者証は**赤茶色**です。



新しい被保険者証の有効期限は**9月30日まで**です。  
※例年と違いますので注意してください。

簡易書留の配達時に不在の場合は、不在連絡票が投函されますので連絡票に記載の手続きを行い、被保険者証を受け取ってください。

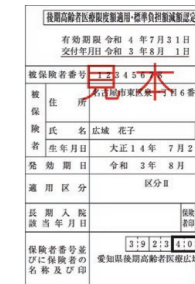
手続きを行わないまま郵便局での保管期間を過ぎると、被保険者証は市役所に返還されますので、国保年金課に来ていただくことになります。受け取りの際は、運転免許証などの本人確認書類を持参してください。

ただし、本人または世帯主以外が受け取りに来る場合は、委任状が必要です。

### 限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証

以前に限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請を行い、今年度も認定証の交付要件に該当した人に、**7月下旬**に新しい認定証を普通郵便(転送不要)で発送しますので、**8月1日**以降は新しい認定証を使用してください。

被保険者証と違い**有効期限が1年後の7月31日まで**となっていますので、9月中旬に次の被保険者証が来た際に誤って一緒に捨ててしまわないように注意してください。



## 令和4年度の後期高齢者医療保険料額が決定します

ID 1003270

令和3年中の所得に基づき、令和4年4月から令和5年3月までの保険料額が決定します。また、令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率について、下表のとおり改定が行われました。

### 保険料率の改定内容

令和2・3年度の保険料率	
所得割率	9.64%
被保険者均等割額	48,765円
賦課限度額	64万円

令和4・5年度の保険料率	
所得割率	9.57%
被保険者均等割額	49,398円
賦課限度額	66万円